

## 香川県地域脱炭素推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けた、本県の脱炭素の取組みを、県民、事業者、行政などすべての主体が一丸となって進めるため、香川県地域脱炭素推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、前条に掲げる設置目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 本県の脱炭素の取組みに関する検討・評価
- (2) 目的を達成するための工程表の策定
- (3) その他、前条に掲げる設置目的を達成するために必要な事項に関する検討

### (組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 各種団体の代表者
  - (3) 市町の代表
  - (4) その他知事が必要と認める者
- 3 協議会に、会長及び副会長を置くことができる。
- 4 会長は、香川県知事をもって充てる。
- 5 副会長は、会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 協議会の事務を補助するため、協議会に幹事会を置くことができる。

### (会議等)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 やむを得ず協議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した委員は、第3項の規定について出席したものとみなす。
- 5 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 6 会長は、特別な事情がある場合、書面により協議会を開催することができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、香川県環境森林部環境政策課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、令和4年4月21日から施行する。